

各病院、診療所 開設者 様

鳥取県福祉保健部長
(公印省略)

鳥取県外来対応医療機関等設備整備事業補助金交付要綱の一部改正について (通知)

日頃より、本県の感染症予防対策の推進に格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、鳥取県外来対応医療機関等設備整備事業補助金交付要綱 (令和5年5月18日付第202300011457号鳥取県福祉保健部長通知。以下、「要綱」という。)の一部を改正しましたので通知します。

(担当) 感染症対策局感染症対策課 山本 (電話) 0857-26-7739

記

第1 要綱の一部改正内容

- (1) 外来対応医療機関設備整備事業及び外来対応医療機関確保事業の補助対象経費について、消費税及び地方消費税 (以下「消費税」という。)を含む金額での補助金交付申請及び実績報告を行うことを可能とした。
- (2) 前項により、消費税を含む金額で補助金交付申請及び実績報告を行った場合、その後に、消費税に係る申告により仕入控除税額が確定した場合には、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の5月末日までに知事に報告することとした。(当該仕入控除税額が、実績報告時の仕入控除税額を超えるときは補助金の返還が必要となる。)
- (3) 前項の仕入控除税額に係る報告様式を定めた。(様式第4号)
- (4) 財産処分の制限期間等について、国の規定に準じて定めた。
- (5) その他所要の規定の整備を行った。
- (6) 上記改正内容は、令和5年4月1日から同年9月30日までの間に事業完了したものについて適用する。(補助金支払済のものについても対応)